

細 則

(細則の目的)

第1条 この細則はセントクリークゴルフクラブ会則(以下会則という)の施行について定めたものである。

(名義書換料、年会費その他の費用)

第2条 会則第13条による名義書換料、年会費その他費用は別表諸料金表(1)(2)のとおりとする。
ただし、経済情勢その他の変化により料金の改定をすることができる。

別表(1)

※下記金額は全て消費税込みの表示です

年会費(1ヶ年)	正会員	66,000円
	平日会員A・B	33,000円
	名誉会員(正会員)	16,500円
	名誉会員(平日会員)	11,000円

利用料金		通常料金 (4月~6月・10月~12月)	季節料金 (1月~3月・7月~9月)
グリーンフィ	メンバー	0円	0円
	ゲスト(平日)	11,000円	8,800円
	ゲスト(土・日・祝)	17,600円	15,400円
キャディフィ	4名利用の場合・1名につき	4,400円	4,400円
	3名利用の場合・1名につき	5,867円	5,867円
	2名利用の場合・1名につき	8,800円	8,800円
諸経費		3,850円	3,850円
ロッカーフィ	メンバー	0円	0円
	ゲスト	330円	330円
カート代	1台につき	8,800円	8,800円
ゴルフ場利用税		1,150円	1,100円
キャンセルフィ	プレー日1週間前より適用 ※1名につき	平日	1,000円
		土日祝	2,000円

別表(2)

※下記金額は全て消費税込みの表示です

名義書換料		
個人正会員	①第三者に譲渡	1,100,000円
	②相続及び代行登録	165,000円
法人正会員	①第三者に譲渡	1,100,000円
	②同一法人内の登録者変更	165,000円
個人平日会員A・B	①第三者に譲渡	550,000円
	②相続及び代行登録	110,000円
法人平日会員A・B	①第三者に譲渡	550,000円
	②同一法人内の登録者変更	110,000円

備考 2親等以内の親族への贈与は相続として扱うことができる。名誉会員の登録は無料とする。

(代行者登録)

第3条 代行登録者とは、会員の指名と理事会の承認を得て、会員本人の名義を変えずに代行者として登録された個人会員である。

(年会費の前納)

第4条 会員は年会費を毎年期首(4月)に会社(株式会社セントクリークゴルフクラブをいう、以下同じ)に前納するものとする。

(各種委員会)

第5条 会則第24条により本クラブに次の委員会を置く。

- ・コース委員会
- ・ハンディキャップ委員会
- ・コンペティション委員会
- ・フェローシップ委員会

(委員会の招集と議事処理)

第6条 委員会は委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

②委員会の審議決定事項のうち重要事項に関しては委員長より理事会に報告して、その承認を得るものとする。

(競技)

第7条 本クラブの競技は、日本ゴルフ協会規則および別に定めるクラブ競技規則に準拠して行う。

(会員のゲスト同伴)

第8条 会員はゲストを同伴できる。

(代行登録者及び同伴ゲストに対する責任)

第9条 会員は代行登録者及び同伴ゲストが本クラブの利用に要した費用その他一切の行為については、連帯して責任を負うものとする。

(ゲストの管理)

第10条 理事長は特定の日に限りゲストの入場を制限または禁止することができる。

(休日とハウスの業務時刻)

第11条 ゴルフ場の休日及びハウスの業務時刻は次のとおりとする。

- ①クラブの定休日は毎週月曜日とする。(祝日は除く)
- ②その他クラブが定める特定の日とする。

【スタート時間】

	期 間	平 日	土・日・祝
夏期	4月～11月	午前8時00分	午前7時00分
冬期	12月～3月	午前8時00分	午前8時00分

但し理事長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(臨時休業)

第12条 コース委員会委員長は、コース保全のため事情やむを得ないと認めたときは、会社および理事長と協議のうえ臨時休場またはコースの一部使用を中止させることができる。

(第三者営業行為の制限)

第13条 会社以外の者が、ゴルフ場内において臨時に営業行為もしくは広告掲示等をしようとする場合は理事長の許可を要する。

(事故免責)

第14条 会社および本クラブは善良なる管理者としての注意をなしたにもかかわらず、万一会員またはゲストの所有物の破損もしくは紛失等の事故が生じた場合、その責に任じない。

(従業員に対する金品供与禁止)

第15条 会員またはゲストはゴルフ場従業員に対し、直接心付等金品を与えてはならない。

(愛玩用動物の連行禁止)

第16条 会員およびゲストはゴルフ場内に愛玩用動物を連行してはならない。

(会員およびゲストの記帳義務)

第17条 会員またはゲストはプレーのため、クラブハウスに到着した場合は必ず備え付けの署名簿に記帳するものとする。

(会員およびゲストの上着着用)

第18条 会員およびゲストは、クラブハウスに入場の際、必ず上衣(背広又はブレザー)を着用しなければならない。

(細則の改正および疑義措置)

第19条 この細則を改正する場合は、会則第22条の手続きを経て会社の承認を得るものとする。
②この細則に疑義が生じた場合は、理事長が理事会に諮ったうえ会社と協議して解釈を統一する。

(附則)

この細則は1989年10月20日より実施する。

2000年4月1日一部改訂

2001年6月25日一部改訂

但し、株式会社セントクリークゴルフクラブの設立準備のため、第4条は2001年8月1日より施行する。

2003年10月1日一部改訂

2008年10月1日一部改訂

2010年9月24日一部改訂

2011年4月1日一部改訂

2014年4月1日一部改訂

2024年4月1日一部改訂

2024年10月1日一部改訂